

# 離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーションスーツの数に関する改正の解説

## 1. はじめに

2026年6月公表の、離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーションスーツの数に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、安全設備規則検査要領（日本籍船舶用）である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

## 2. 改正の背景

SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則で要求されている離れた位置にある救命艇及び救命いかだに関して、積付け場所に備える設備等を明確にする統一解釈が MSC.1/Circ.1490/Rev.1 として規定されている。また、国内法においても離れた位置にある救命艇及び救命いかだの積付け場所に備える設備について要件が規定されており、本会はこれらの要件を既に安全設備規則に取入れている。

しかしながら日本籍船舶用の本会規則では、離れた位置にある救命艇及び救命いかだに備える救命胴衣及びイマーションスーツに関する要件の一部に不整合があることが確認された。

このため、関連する MSC.1/Circ.1490/Rev.1 及び国内法に基づき、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーションスーツの数について、少なくとも2個備えるように要件を改める。